

嘉麻市行政改革大綱

平成19年2月

嘉 麻 市

(目次)

I	行政改革大綱策定の趣旨	1
II	行政改革の基本方針等	2
1	基本目標	2
2	基本方針	2
III	行政改革の進め方	3
1	計画期間	3
2	推進体制	3
3	進捗管理	3
IV	行政改革の推進項目	4
1	財政の健全化	4
(1)	計画的な財政運営	4
(2)	自主財源の確保	4
(3)	歳出の削減	5
(4)	事務事業の見直し	6
(5)	補助金等の見直し	7
(6)	公営企業の経営健全化	7
(7)	出資法人等（第三セクター）の見直し	7
(8)	公共工事のコスト縮減	8
2	簡素で効率的な組織の構築	8
(1)	組織・機構の見直し	8
(2)	総合支所の見直し	8
(3)	定員管理の適正化	9
(4)	給与の適正化	9
3	民間活力の導入	10
(1)	民営化・民間委託の推進	10
(2)	公共施設の見直し	10

4	人材の育成	10
	(1) 職員の意識改革	10
	(2) 計画的な人材育成	11
	(3) 人事評価制度の導入等	11
5	市民との協働	12
	(1) 市民参画の推進	12
	(2) 地域協働の推進	12
	(3) 公正の確保と透明性の向上	13
	用語解説	14～17

I 行政改革大綱策定の趣旨

嘉麻市は、地方分権の進展や急速な少子高齢化等の厳しい社会情勢のなか、行政サービスの維持向上や行政運営の効率化等を目的として、旧山田市、旧稲築町、旧碓井町並びに旧嘉穂町の1市3町の合併により新しく誕生いたしました。

しかし、本市の財政状況は、市税等の自主財源^{★1}に乏しく、国・県からの地方交付税^{★2}や補助金等に極端に依存した非常に脆弱な財政構造となっています。平成18年度の当初予算編成では、国の三位一体の改革に伴う地方交付税の削減等により大幅な歳入不足となり、収支の均衡をとるために市の貯金である財政調整基金^{★3}等を約20億円取り崩すような事態に陥りました。これにより、財政調整基金の残高は、平成18年度末で5億5千万円ほどとなり、平成19年度予算編成ではこの基金も完全に枯渇する見込みです。

こうした歳入不足の状態は、本市財政の構造的なものに起因すると考えられるため、このまま何の対策も講じなかった場合、平成19年度の予算編成では、財政調整基金を全額取り崩しても約12億円の歳入不足が見込まれ、実質的に予算編成ができないという、まさに本市の財政状況は、破綻寸前の状態となっています。そして、ここ2～3年のうちに本市は、民間企業では倒産に相当する財政再建団体^{★4}に間違いなく転落するものと考えられます。

一方で、本市の財政状況を中長期的な視点から見たとき、本市の命綱である地方交付税については、合併に伴う特例措置^{★5}が平成28年度から5年間で段階的に廃止されることにより約15億円の減少が見込まれるところです。また、国の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」では、この地方交付税については、「簡素な新しい基準による交付税の算定を行うなど見直しを図る」とされており、将来的にも予断を許さない厳しい状態となっています。加えて、本市のような過疎地においては、人口減少等による市税等の自主財源の先細りも予想される所であり、中長期的にも一層の財政状況の悪化が懸念される所です。

こうした危機的財政状況や非常に厳しい財政見通しの中、本市を取巻く諸課題に的確に対応し、今後も基礎的自治体として変わらずに住民サービスや施策を展開していくには、自ら厳しく検証し、不断に行財政改革の取組みを行い、自治体の倒産ともいえる財政再建団体への転落を回避したうえで、この新しく誕生した嘉麻市の礎となる確固とした行財政基盤を早期に構築しなければなりません。

そのため、本市行財政改革の指針となる嘉麻市行政改革大綱をここに策定し、大綱に基づき本市の行財政改革に積極的に取り組むものとします。

II 行政改革の基本方針等

1 基本目標

本市の行政改革は、この破綻寸前の危機的財政状況や非常に厳しい財政見通し等を踏まえ、短期的には財政再建団体への転落を回避し、中長期的には本市が将来にわたって「自立した自治体」として持続的・自立的に発展していくための確固とした行財政基盤を構築することを基本目標とします。

2 基本方針

行政改革の基本目標を達成するために、行政改革を推進するにあたっての基本方針を次のように定め、計画的かつ総合的に推進します。

(1) 財政の健全化

平成18年度で約20億円という構造的な歳入不足と破綻寸前の財政状況等を改善し、自立した自治体として行政運営を行っていくには、計画的な財政運営と財政規律が最も重要となってきます。

そのため、計画的な財政運営などにより、地方交付税等の外部からの歳入に過度に依存せず、歳入・歳出のバランスのとれた財政構造となるように財政を健全化します。

(2) 簡素で効率的な組織の構築

合併に伴い大きくなった組織について、行政の施策範囲を明確にしつつ、行政課題や住民ニーズに迅速かつ的確に対応できる簡素で効率的な組織とする必要があります。

そのため、職員の定員管理の適正化を行いながら、最も効率的かつ効果的に業務を遂行できる組織体制を構築します。

(3) 民間活力の導入

行政が担うべき役割の明確化を図り、「民間でできることは民間で」との観

点に立って、公の施設における指定管理者制度^{★6}の導入や事務事業の民間委託等により積極的に民間活力の導入を推進します。

(4) 人材の育成

複雑かつ高度な行政ニーズに的確に対応していくには、多様で質の高い人材を確保育成していくことが重要です。

そのため、職員の意識改革を図り、人材育成基本方針や新しい人事評価制度等の導入により人材の育成を推進します。

(5) 市民との協働

地方分権の進展等に伴い、市民と行政が共通の目標を持ち、お互いに役割分担しながらまちづくりを進めていくことが重要となってきます。

そのため市民と行政が情報を共有し、お互いに協力しながらまちづくりを行っていけるような仕組みづくりを行い、市民との協働を推進します。

Ⅲ 行政改革の進め方

1 計画期間

この大綱による計画期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間とします。また、この大綱に基づき具体的な取組みを実施するための実施計画を策定します。

実施計画には、具体的な取組み内容や実施年度、数値目標等を定めるものとします。

2 推進体制

本市の行政改革の取組みは、本市行政改革推進本部を中心に全職員が一丸となって、総合的かつ計画的に推進します。

3 進捗管理

行政改革の進捗状況については、本市行政改革推進審議会に定期的に報告し、審議会の意見や提言等を受けるものとします。

進捗状況については、市の広報やホームページ等により広く市民に公表します。

IV 行政改革の推進項目

1 財政の健全化

(1) 計画的な財政運営

本市の財政状況は、平成17年度決算で経常収支比率^{★7}が111.3%となり、この指標だけで見れば、県内市町村の中で最も悪い団体となっています。

この状況を家計に例えると、毎月決まって入ってくる収入（給料等）を30万円としたときに、毎月決まって支払わなければならない経費（食費・光熱水費・家のローン返済費等）が33万4千円必要であり、不足する3万4千円は預金を取り崩してやりくりをしているが、その預金も底をつくといった、まさに破綻寸前の状態となっています。

こうした状態から脱却し、自律性の高い健全な財政基盤を構築するには、抜本的な歳出削減の取組みに加えて、中長期的な視点に立った計画的な財政運営が必要不可欠です。

そのため、財政健全化計画^{★8}を策定し、その計画に基づいた財政運営を行います。また、財政状況については、連結バランスシート^{★9}や行政コスト計算書^{★10}等を作成し、市民に分かりやすい形で公表します。

【主な実施項目】

- 財政健全化計画の作成
- 起債の抑制
- 連結バランスシート等の作成及び公表

(2) 自主財源の確保

地方交付税等に極端に依存した財政構造から脱却し、自律性の高い健全な財政基盤を構築するには、自主財源の確保が非常に重要となってきます。そのため、次のような取組みを行い、自主財源の確保に努めます。

① 収納率の向上

収納体制の充実や市民への納税啓発等の取組みを積極的に推進して、市税

等の収納率の向上に努めます。

【主な実施項目】

- 収納体制の充実
- 納税啓発の推進
- 口座振替の推進

②滞納対策の強化

増加する市税等の滞納者に適正に対応するために、滞納対策の専門部署を新たに設ける等、滞納対策を強化します。

【主な実施項目】

- 滞納対策専門部署の新設
- 法的措置の強化
- 専門研修の充実

③受益者負担の適正化

受益者負担の適正化や公平性の観点から、使用料・手数料や減免規定の見直しを行います。

【主な実施項目】

- 使用料等の見直し
- 減免規定の見直し

④新たな財源の確保

新たな財源を確保する観点から、利用されていない市有財産の売却等を推進します。また、ホームページ等を利用した広告収入の導入を検討します。

【主な実施項目】

- 未利用市有財産の売却等の推進
- ホームページ等を活用した広告収入の導入検討
- 新たな財源の調査研究

(3) 歳出の削減

厳しい財政状況の中で、財政を健全化していくためには、歳入に見合った歳出としていくことで、全体としての収支の均衡を図っていくことが必要となります。

こうした歳入に見合った歳出にしていくには、計画的な財政運営に加えて、職員一人ひとりの意識や日常の取組みが非常に重要となってきます。

そのため、職員一人ひとりが、自らの問題としてコスト意識と儉約意識を持ち、日常業務での事務経費の節減合理化に努めます。

また、経費全般についても抜本的に見直しを行い、投資的経費★¹¹や人件費★¹²、公債費★¹³等の抑制に努めるとともに、物件費★¹⁴などの経常経費★¹⁵についても徹底した削減を図ります。

危機的な財政状況を踏まえ、暫定的かつ緊急避難的な歳出削減策についても、必要に応じて検討することとします。

【主な実施項目】

- 内部管理経費の節減
- 投資的経費の抑制
- 人件費、公債費等の抑制
- 暫定的な歳出削減策の検討及び実施

(4) 事務事業の見直し

限られた財源の中、新たな行政課題や市民ニーズに的確に対応していくには、社会経済情勢等の変化を考慮し、当初の目的が薄れてきた事業、効果の低い事業、民間活力が導入できる事業などを中心に抜本的な見直しを行う必要があります。

具体的には、費用対効果、官民の役割分担のあり方、施策の優先順位の設定等を厳しく精査し、市が行っている事務事業全般について再編・整理、廃止・統合の観点から見直しを行います。

また、事務事業については、計画（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→見直し（Action）のサイクルを取り入れた行政評価（事務事業）システム★¹⁶を導入し、継続的に第三者機関等により点検見直しを行っていきます。

【主な実施項目】

- 事務事業の再編・整理、廃止・統合
- 市単独事業の見直し
- 行政評価（事務事業）システムの導入

(5) 補助金等の見直し

既存の補助金等については、第三者機関においてその目的や効果等を点検し、事業目的が達成されたもの、社会経済情勢等の変化により、存在意義の薄れたもの、役割を終えたもの、補助効果が低いものなどについては、廃止、縮小、統合の観点から見直しを行います。

また、新たな補助金等を設けるときには、終期を設定することを基本とし、計画→実施→検証→見直しの中で検証を行っていきます。

【主な実施項目】

- 補助金交付基準等の作成
- 第三者機関による補助金等の見直し

(6) 公営企業の経営健全化

公営企業で運営している水道事業については、一般会計との適正な繰出し基準^{★17}のもと、適正な利用者負担をもって運営する必要があります。

そのため社会経済情勢等の変化に伴う水需要の予測を踏まえて、適正規模の施設整備、民間委託の推進、内部管理経費の節減等を計画的に行い、経営の健全化に努めます。

【主な実施項目】

- 事業計画の作成
- 民間委託等の推進

(7) 出資法人等（第三セクター^{★18}）の見直し

出資法人等（第三セクター）については、社会経済情勢等の変化を踏まえ、監査体制及び点検評価の充実・強化、積極的かつ分かりやすい情報公開を行います。

また、公的関与の必要性等から検証を行い、統廃合、民間譲渡、完全民営化等を含めた必要な見直しを行います。

【主な実施項目】

- 出資法人等の監査体制等の充実・強化

○出資法人等の必要な見直し

(8) 公共工事のコスト縮減

厳しい財政状況を踏まえ、公共工事の実施にあたっては、国の「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」に基づいて、計画・設計の見直しや工事発注の効率化、新工法の導入などにより直接的な工事コストの低減を図ります。

また、ライフサイクルコスト（施設の長寿命化、省資源・省エネルギー化等）も勘案し、総合的なコストの縮減を図ります。

公共工事の実施にあたっては、入札や契約手続きの公正性・透明性のより一層の向上に努めます。

【主な実施項目】

- 公共工事コスト縮減行動計画の作成
- 入札・契約制度の改善

2 簡素で効率的な組織の構築

(1) 組織・機構の見直し

合併に伴い大きくなった組織・機構については、官民の役割分担や行政の施策範囲を明確化したうえで、新たな行政課題や高度化・多様化する市民ニーズに対し、市民本位で本市の実情に即応した施策を展開できるような簡素で効率的な組織を目指して、計画的かつ段階的な見直しを行います。

【主な実施項目】

- 部、課、係の整理・統合
- 滞納対策や企業誘致対策部署等の充実・強化
- 本庁・総合支所の事務の見直し
- 学校・保育所の見直し
- 直営施設の管理運営方法の見直し

(2) 総合支所の見直し

総合支所については、そのあり方や機能について検証を行ったうえで、簡

素で効率的な組織を構築する観点から、市民に密接に関係する一次窓口業務に特化していく方向で見直しを進めます。

なお、総合支所の見直しにあたっては、市民サービスの利便性に十分配慮するものとします。

【主な実施項目】

- 総合支所のあり方の検討
- 総合支所組織の整理・統合

(3) 定員管理の適正化

職員の定員管理の適正化については、厳しい財政状況等を踏まえ、新市建設計画における普通会計^{★¹⁹}職員を合併後10年間で176人削減し、平成27年度には362人とするを最低目標とした定員適正化計画^{★²⁰}を作成し、この計画に基づき職員数を計画的に削減します。

また、職員の定員管理に併せて、臨時・嘱託職員についても、その必要性や効果等の検証を厳しく行い、外部委託や人材派遣の活用等の可能性も研究しながら適正化を行います。

定員管理の実施状況については、毎年その状況を分かりやすい形で市民に公表するものとします。

【主な実施項目】

- 定員適正化計画の作成
- 計画的な職員数の削減
- 臨時嘱託職員の見直し

(4) 給与の適正化

職員の給与については、国家公務員準拠の原則を踏まえたうえで、本市の厳しい財政状況や他市との均衡等も考慮しながら、更なる適正化に努めます。

また、勤務実績等を給与に反映できるような給与制度の導入について検討します。

【主な実施項目】

- 給与制度の見直し

- 特殊勤務手当等の見直し
- 勤務実績等が反映できる給与制度の導入検討

3 民間活力の導入

(1) 民営化・民間委託の推進

市が行っている事務事業については、行政の担うべき役割を明確化したうえで、民営化や民間委託により行政運営の効率化、市民サービスの向上、経費の削減等が図られるものについて「民間でできることは民間で」との観点から、民営化や民間委託を積極的に推進します。

【主な実施項目】

- 業務委託（アウトソーシング）の推進
- 民間活力の活用方策の検討

(2) 公共施設の見直し

合併により旧市町の公共施設については、すべてそのまま嘉麻市に引き継いでいるために、他の類似団体と比べて多くの公共施設を保有するような状態となっています。

こうした市が保有する公共施設については、市民の利便性等も考慮しながら、施設の統廃合や移管等も含め適正配置に向けた見直しを行います。

また、現在直営で管理している施設で指定管理者制度を導入した方がより効率的な運用ができるような施設については、積極的に指定管理者制度の導入を推進します。

【主な実施項目】

- 類似施設の統廃合
- 公共施設の移管・移譲の推進
- 指定管理者制度の導入推進

4 人材の育成

(1) 職員の意識改革

厳しい財政状況の中で、高度化・多様化する住民ニーズに限られた資源

(人・もの・金) での的確に対応していくには、「お役所仕事」と揶揄される職員意識や職場風土を改革することが必要不可欠です。

そのため、市民の目線に立って、民間的な経営感覚とコスト意識を持ち、目標や成果に向かって鋭意努力していく職員を目指して、職員の意識改革を推進します。

また、行政改革の取組みにあたっては、職員自らの問題として考え、目標と意欲を持って取り組むために、全職員による一人一提案一改革を実施します。

【主な実施項目】

- 一人一提案一改革の実施

(2) 計画的な人材育成

地方分権の進展の中、行政を取巻く諸課題に的確に対応していくには、職員一人ひとりの能力や資質の向上が益々重要となってきます。中でも、複雑化・高度化する住民ニーズ等に対応するための政策立案能力や課題解決能力の向上が、特に重要です。

そのため、中長期的な視点に立った職員の人材育成基本方針や人材育成プログラムを作成し、この計画に基づいて地方分権社会の担い手となる人材の育成を推進します。

また、職員の能力・資質の向上には不可欠となる職員研修についても計画的・体系的に実施するなどして一層の充実を図ります。

【主な実施項目】

- 人材育成基本方針及び人材育成プログラムの作成
- 職員研修制度の充実

(3) 人事評価制度の導入等

公務員制度改革の状況等を踏まえ、職員の能力・実績等を重視した人事制度を構築する必要があります。

そのため、職員の能力・実績等を的確に把握し、公平性・公正性・客観性を十分に確保したうえで、職員の能力・実績等が評価される人事評価制度を

導入します。

また、職員の意欲や政策形成能力等の向上を図るために、職員提案制度や昇格試験制度等の導入について検討します。

【主な実施項目】

- 人事評価制度の導入
- 職員提案制度の導入検討
- 昇格試験制度の導入検討

5 市民との協働

(1) 市民参画の推進

地方分権の進展に伴い、自立した自治体として地域の実情に応じたまちづくりを推進していくには、市民と行政が共通の目的を持ち、それぞれ互いの役割分担を尊重して、互いに協力しながらまちづくりに取り組む必要があります。

こうした市民参画を推進するため、市民参画の基本となる「嘉麻市自治基本条例^{★21}」（仮称）の制定について検討します。

また、市民の行政への参画を促し、市民主体のまちづくりを推進するため、市民の意見を反映させるパブリックコメント制度^{★22}を積極的に活用します。

【主な実施項目】

- 「嘉麻市自治基本条例」（仮称）の制定検討
- パブリックコメント制度の活用

(2) 地域協働の推進

地域の課題やニーズに的確に対応するため、自治会、ボランティア、NPO^{★23}、各市民団体等と積極的に連携・協力を行います。

また、自治会等による市民活動が更に活性化・ネットワーク化し、自主的に新しい公共の領域を担っていけるように必要な支援等を行い、地域との協働を推進します。

【主な実施項目】

- 自治会等との連携・協力の強化

○NPO やボランティア等の支援

(3) 公正の確保と透明性の向上

地方分権の進展による地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、市が行う行政運営については、市民等への説明責任を果たし、議会や市民等の監視のもとに公正の確保と透明性の向上を図ることが重要となっています。

そのため、行政運営に係る必要な情報については、市民等に対して積極的に情報提供を行い、行政運営の透明性の向上に努めます。また、外部監査制度^{★24}の活用について検討を行います。

【主な実施項目】

- 市民への情報提供の充実
- 外部監査制度の活用検討

【 用 語 解 説 】

★1 自主財源

地方公共団体が自主的に収入しうる財源のことで、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入がこれに該当します。

★2 地方交付税

地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行できることができるよう、一定の基準により国から交付されるものです。

★3 財政調整基金

毎年度の予算編成において、歳入の不足額が生じたとき等に充てる基金のことで、経済の不況等により、大幅な税収減に見舞われたり、災害の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされた場合に、不時の支出増加等に備えて、財源に余裕のある年度に積み立てをしておく基金のことです。

★4 財政再建団体

地方財政再建促進特別措置法（再建法）に基づき、市町村にあつては赤字額が標準財政規模の 20%を超えた破産状態にあり、総務大臣に申請し指定を受けた地方自治体のことで、正式には準用財政再建団体のことをいいます。一般企業で言えば「倒産」にあたることです。

★5 合併に伴う特例措置

市町村合併が行われた場合、スケールメリットにより様々な経費の節約が可能となり、一般的に交付税も減少すると考えられることから、合併年度とそれに続く 10 年間は、合併前の市町村がそのまま存続しているものとみなして計算した普通交付税額を保障し、その後 5 年間で保障額を逡減させる特例措置のことです。

★6 指定管理者制度

民間の能力を活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上や、経費の削減を図るために、公の施設の管理を市が指定する法人その他の団体（指定管理者）が行う制度です。

★7 経常収支比率

義務的経費（人件費・扶助費・公債費）などの経常的に支出する一般財源の経費に、市税、普通交付税など経常的に収入される一般財源総額をどれくらい充当しているかの割合のことです。この比率が高くなる程、財政運営に余裕がなくなり、投

資的な事業が出来なくなります。この比率が都市にあっては75%を超えないことが望ましいとされています。

***8 財政健全化計画**

財政基盤の強化や財政収支の均衡を図るため、地方公共団体が期間を定めて、計画的な財政運営を行なうために作成するものです。

***9 連結バランスシート**

自治体及び行政サービスを行う関連団体（公営企業等）を含めた財政状況の全体像をまとめた（連結した）貸借対照表のことです。

***10 行政コスト計算書**

地方自治体の行政活動は資産の形成だけでなく、人的サービスや給付サービスなど資産形成につながらない行政サービスが多くを占めています。

こうした資産形成につながらない行政サービスに要したコストと、市税や使用料など、その財源となる収入の状況を明らかにしたものです。

***11 投資的経費**

その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして、将来に残るものに支出される経費で、普通建設事業費・災害復旧事業費・失業対策事業費がこれにあたります。

***12 人件費**

職員等に対して勤労の対価、報酬として支払われる一切の経費をいい、人件費に属するものとして、議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、職員給、退職金、共済費等がこれにあたります。

***13 公債費**

地方公共団体が事業をするために、借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額のことです。

***14 物件費**

人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の支出する消費的経費の総称のことです。物件費に含まれるものは、賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料等です。

***15 経常経費**

歳入における経常的収入の対応するものであって、年々持続して固定的に支出さ

れる経費のことで、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費、公債費等のことです。

★16 行政評価システム

政策や事業等の行政活動について、一定の基準で、できる限りわかりやすい指標を用いて、その必要性や効率性、成果などについて評価し、総合計画の進行管理や、予算編成等に活用するものです。

★17 繰出基準

地方公営事業である水道事業は、その経費は事業の経費に伴う収入をもって充てるとされていますが、住民生活に不可欠な基礎サービスを提供し、住民福祉と深い関係があるため、料金を低廉化して住民負担の軽減を図る必要があります。このため水道事業と一般会計との負担区分について、繰出し基準を設け、これに基づき一般会計から水道事業に公費導入するための基準を「繰出し基準」といいます。

★18 第三セクター

本来は、国や地方公共団体（第一セクター）と民間業者（第二セクター）との共同出資で設立された法人のことをいいますが、ここでは、市が出資又は出えんを行っている法人について、第三セクターとして定義しています。

★19 普通会計

地方公共団体の会計のうち、公営企業会計を除く会計をいいます。具体的には、一般会計・貸付会計・土地取得特別会計等とされています。

★20 定員適正化計画

持続可能な組織体制の維持や、スリムな組織を確立するため、長期的な視野に立った職員の適正化の目標を定め、計画的に定員適正化計画を作成して、職員の定員管理を行うことです。

★21 市自治基本条例

市民自治の基本理念を基本として、情報の共有、参加及び協働を自治運営の基本原則として、行政運営、自治に関する制度等の基本を定めた条例をいいます。

★22 パブリックコメント制度

重要な計画策定や政策形成の過程において、住民の意思を政策に反映させるための意見公募制度のことで、住民の多様な価値観を反映させ、政策形成過程の透明性を向上させる効果があるとされています。

***23 NPO**

民間非営利活動団体の総称のことで、このうち特定非営利活動促進法（NPO法）に基づく認証法人をNPO法人とといいます。

***24 外部監査制度**

地方分権の推進に対応した行政体制の整備と適正な予算執行の確保を図るため、地方公共団体における監査機能の独立性、専門性の強化を図る観点から、監査委員の機能と併せ、外部の専門家による監査を可能とした制度のことであります。